

# ML工房会則

(名称)

第1条 本会はMOON LIGHT工房以下「ML工房」と称する。

(目的)

第2条 本会は陶芸技術を会員相互で切磋琢磨し、手作りの陶器で潤いある豊かな生活を創出することを目的とする。

(組織)

第3条 本会の趣旨に賛同する者をもって組織する。

(事業)

第4条 本会は目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 成形実技は原則として毎月第2、第3土曜日、午後1時から午後5時までとする
- (2) 焼成は年4回を原則とする。但し必要に応じて、臨時に焼成することができる
- (3) 大田原文化協会等の展示会に出品する。
- (4) ボランティア活動に参加する。
- (5) 会員の親睦、その他必要な事項。

(役員)

第5条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 会計 1名
- (4) 会計監査 2名

(役員を選任)

第6条 役員を選任は、総会において会員の互選とする。任期は1年として再選は妨げない。

(会議)

第7条 本会の会議は、総会および役員会とする。会議は会長が招集し、議長となる。

- (1) 総会は役員を選出、事業計画、予算決算およびその他重要な事項を審議し、原則として年1回開催する。但し、臨時に開くこともできる。
- (2) 役員は、会の運営について審議し、必要に応じ開催する。

(会費)

第8条 本会の経費は会費およびその他の収入を持って充てる。

- (1) 会費は会員一人当たり年額16,000円とする。但し、年度途中での退会者への返金はしない。
- (2) 年度途中での新規加入者については残月数(当該月を含む)に月額1,330円を乗じた額を会費とする。
- (3) その他の収入。

(手当等の支給)

第9条 次の区分で支給する。

- (1) 謝礼等はその都度役員会で決定する。
- (2) 車両の借上げは、燃料代として支給する。支給の区分は、大田原市内は1回当たり500円、その他の区域は1回当たり1,000円とする。
- (3) 粘土の購入、展示会への作品の搬入、搬出等は食事代として1人1日500円を支給する。

(4) その他必要な事項は、役員会で協議決定する。

(慶 弔)

第10条 会員の慶弔は次の通りとする。

- |                              |         |
|------------------------------|---------|
| (1) 会員の結婚 祝儀                 | 10,000円 |
| (2) 会員の死亡 香料                 | 10,000円 |
| (3) 特別な事情等が生じた時は、役員会で協議決定する。 |         |

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務所の所在)

第12条 本会の事務所は会長宅とする。

(その他)

第13条 本会則に定めるもののほか、本会運営の必要な事項は、その都度役員会で決定する。

附 則

この会則は、平成20年5月14日から施工し平成20年4月1日から適用する。

この会則は、平成23年4月9日改正、平成23年4月1日から適用する。

この会則は、平成30年4月14日改正、平成30年4月1日から適用する。

この会則は、令和4年4月9日改正、令和4年4月1日から適用する。

## ML工房の申し合わせ事項

ML工房の円滑な焼成を行うための取り決めを、下記の通りとする。

### 1. 焼成する作品

- (1) 作品は基本的に縦、横、高さいずれも250mm以下とする。
- (2) (1) の条件を超える作品は、一度の焼成で一人2点までとする。  
ただし、焼成版の大きさ内とする。(350mm×450mm)
- (3) 窯の容量を考え、一度に焼成する一人当たりの作品数に配慮すること。

### 2. その他

#### (1) 焼成月

年4回とする。但し作品多数の場合は別途考えることとする。

6月(酸化) 9月(還元) 12月(酸化) 3月(還元)

- (2) 焼成担当は2班を編成し、専任制とする。
- (3) 会長が班編成および焼成員氏名を行い、班長は班員の互選で決定する。
- (4) 会員は随時焼成に参加すること。

(5) 焼成（素焼～本焼）には、焼成員の食事代補助、およびお神酒等の賄い費として1回あたり、10,000円を支給する。

